

申告書記載についてのお願い

日頃より本市の税務行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。本市では、平成24年に政令指定都市に移行して以来、法人市民税の均等割については、中央区、東区、西区、南区、及び北区の各行政区ごとに申告をお願いしているところです。

具体的には、納税義務者となられる法人の皆様におかれましては、事業所の有無等を各行政区ごとにご確認いただき、その状況に合わせた申告を行っていただいておりますが、その際、各申告書下部にある「指定都市に申告する場合の⑯の計算」欄の記載にご協力くださいますようお願いいたします。

また同様に、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額の基となる「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄についても必ずご記入下さい。

これらの該当部分の記載が曖昧、若しくは無い場合、申告内容の確認に時間を要すこととなり、納税証明書の発行などの日々の税務行政サービスにも影響が出てまいります。

申告書の具体的な記載方法につきましては次のページをご参照ください。

正確な申告に基づいた適正で迅速な市民サービスの提供を実現するため、何卒ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先

市民税課 法人課税班

☎ 096-328-2173(直通)

fax 096-324-1474

熊本市

具体例(第20号様式の場合) ※申告書の一部を抜粋しています。

年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度分の市民税の申告書 ※			
摘要	課税標準 税率(%) 法人税割額 税額		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{8}{25} \times ⑤)$	⑥		
市民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯		
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲	⑳		
⑳のうち見込納付額	㉑		
差引 ⑳-㉑	㉒		
① 熊本市内に所在する事務所、事業所又は寮等	分割基準		
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地		
株式会社 ▲◎商事 本社	熊本市西区□丁目○番×号		
株式会社 ▲◎商事 南区事業所 他	熊本市南区△丁目○番■号 他		
合計	223		
指定都市に申告する算	147		
区名	月数	均等割額	合計
中央区	0.1	1.0	156.0
東区	0.2	1.2	180.0
西区	0.3	1.2	180.0
南区	0.4	1.2	180.0
北区	0.5	1.2	180.0
合計	2.5	6.6	736.0
還付請求税額			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

必ず記載してください。

合計人数が一致します。

合計額が一致します。

1 はじめに、①を記載します。

記載欄が少ないため、複数の事業所が存在する場合には「～他」として記載するとよいでしょう。

2 次に、②を記載します。

②は①の行政区別の明細となります。実際の事業所がある所在地を行政区ごとに集計してください。

3 最後に、③を記載します。

②で行政区ごとに集計した均等割額の合計額をご記載下さい。

※第20号の3様式(予定申告書)の場合、②の部分は申告書右下部分にありますので、ご注意ください。